

君高支第1298号
令和元年9月24日

指定第1号訪問事業者
(介護予防訪問介護相当サービス事業)
指定第1号通所事業者
(介護予防通所介護相当サービス事業) 代表者様
指定介護予防支援事業者
指定居宅介護支援事業者

君津市保健福祉部高齢者支援課長 濱松 和徳

介護予防・日常生活支援総合事業における単価の改正について（通知）

平素から、本市の介護保険行政にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、国の「地域支援事業実施要綱」（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知別紙）の一部改正に伴い、令和元年10月1日から、本市の介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）における単価を下記のとおり改正いたしました。

各事業者の皆様におかれましては、内容についてご承知いただくとともに、引き続き事業の適正な運営をお願い申し上げます。

記

1 単価について

総合事業の単価は、国の要綱で定める額を上限として各市町村が定めることとされており、この度、新たに介護職員特定処遇改善加算が創設されたこと等に伴い、国が定める額が改正されたため、別紙のとおり本市の単価を改定いたします。

また、君津市ホームページでは、改定後のサービスコード表を掲載いたしますので併せてご確認ください。

2 その他

総合事業の単価、基準は、各市町村により異なる場合がありますので、報酬の請求等にあたっては各市町村が示すサービスコード等をご確認くださいませうようお願いいたします。

（問合せ先）

君津市保健福祉部高齢者支援課
介護事業支援係

TEL：0439-56-1736

FAX：0439-56-1220